

## 令和 2 年度佐賀県相談支援従事者研修事業 業務仕様書

この業務仕様書は、佐賀県が実施する「令和 2 年度佐賀県相談支援従事者研修事業」業務委託に係る委託先事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様等を明らかにし、受託希望者に対し申込みに際しての指針を示すものである。

### 1 事業の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービス（保健、医療、福祉、就労、教育等）の総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援に従事する者の資質向上等を目的とする。

### 2 定義

#### (1) 初任者研修

佐賀県相談支援従事者研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 3 条第 1 号及び第 4 条に規定するものをいう。

#### (2) 現任研修

実施要綱第 3 条第 2 号及び第 5 条に規定するものをいう。

#### (3) 専門コース別研修

実施要綱第 3 条第 3 号及び第 6 条に規定するものをいう。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 3 年（2021 年）3 月 31 日まで

### 4 委託料上限額

4,808 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 5 委託業務内容

委託内容は、初任者研修（定員：講義のみ 200 名程度、全日程 100 名程度）、現任研修（定員：50 名程度）及び専門コース別研修の実施に係る以下のものとする。

なお、(1)～(3)については、初任者研修、現任研修及び専門コース別研修毎に実施することとする。

また、別紙の「相談支援従事者研修スキーム図」を参照すること。

#### (1) 事前準備

企画・検討委員会の開催

・ 日程調整、開催通知、会場手配、議事進行、謝金等の支払

研修に関する問合せの対応

研修会場の選定、予約、下見等

研修講師との調整等

・ 研修講師が作成する研修（講義）資料のとりまとめ

・ 研修テキストの印刷製本

#### 研修開催案内の周知

- ・ 受託団体のホームページで研修の開催案内情報を提供  
県ホームページにも掲載する等により周知協力する。

事業所等への案内送付（郵送・メール）、研修受講希望者からの受講申込書  
受付、名簿作成、受講決定通知書発送

#### (2) 当日対応

- ・ 研修会場の設営、片付け（座席、プロジェクター、スクリーン等）
- ・ 受講者の受付（受講料徴収・領収書発行、研修テキストの配布等）
- ・ 講師のアテンド
- ・ 受講者アンケートの回収

#### (3) 研修終了後

- ・ 講師への謝金・旅費の支払い
- ・ 研修会場使用料（備品借用料を含む）の支払
- ・ 修了者名簿の作成

#### (参考：県が行う業務)

- ・ 修了証書の発行
- ・ 必要に応じて研修講師の派遣

### 6 受講料の徴収

事業の実施にあたり、受講者から受講料を徴収することができることとし、  
上記4の委託料上限額とは別に、研修実施に係る経費に充てることができる。

初任者研修、現任研修に係る受講者1人あたりの受講料は、以下のとおりとする。

ア 初任者研修（講義のみ）：	5,000円
イ 初任者研修（全日程）：	11,000円
ウ 現任研修	6,000円

### 7 その他の条件等

#### (1) 事業担当者の設定・報告

事業受託者は、業務遂行にあたり担当者を定め、県に報告すること（担当者を複数置く場合は、責任者を1名定めること）。

#### (2) 個人情報の保護

事業受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、佐賀県情報セキュリティポリシー（ ）に準拠した取扱いを行うこと。

佐賀県情報セキュリティポリシーの概要は、佐賀県ホームページから参照すること。

#### (3) 受講者の本人確認

受講申込書に顔写真の貼付を求める、受講受付時に本人確認書類を確認する等、受講者の本人確認に努めること。

#### (4) 障害のある受講者への配慮

重度の障害を持つ受講者等、短期間での連続的な研修受講が困難な場合に

は、「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」7 実施上の留意点(3)に例示する合理的配慮の実施について検討すること。

(5) 人権の尊重

受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努めること。

(6) 再委託の制限

受託者が、上記5の委託業務内容の全てを第三者に委託することは禁止する。また、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(7) 連携・協議

上記のほか事業実施にあたっては、県と十分に連携を図るとともに、必要な事項は随時協議すること。